

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号	7220-NL1062-03-007		仕様書番号	
品名 又は 件名	タイルカーペットの撤去及び設置 (第21飛行隊)		松基LPS-X00918	
			承認	令和 5年 6月29日
			作成	令和 5年 6月28日
			改正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
作成部隊等名	飛行群第21飛行隊			

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊松島基地飛行群において使用するタイルカーペットの撤去及び設置（第21飛行隊）について適用する。

2 共通事項

仕様書に明示なき事項以外にも、技術上当然実施すべき事項については、契約相手方の負担において実施するものとする。

3 役務に関する要求

3.1 既存タイルカーペットの撤去（撤去平米数85.1㎡）

3.1.1 既存タイルカーペット撤去後の発生材の処置

発生材については、監督官の指示のもと、契約相手方が関係法令に従い適切に処置し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）B2票、D票、E票を監督官に提出する。

3.2 設置タイルカーペットの規格等

規格	施工平米数	備考
東リ GA-100 (タイプ:GA1041)	85.1㎡	又は同等以上のもの (他社の製品を含む)
スミノエ LP-2000N (タイプ:LP-2066N)		

件 名

タイルカーペットの撤去及び設置
(第21飛行隊)

3. 3 履行場所

第21飛行隊指揮所(建物番号307)教官室とする。(詳細は別図のとおり。)

3. 4 物品の移動

タイルカーペットの設置及び撤去に伴う物品(別図第3に載っている家具及び備品等)の移動は、契約相手方が実施するものとする。

4 材料、部材、補助資材

取り付けに使用する部材、補助資材等についてはすべて契約相手方負担とし、日本工業規格、民間の協会等の自主規格に適合したものとする。

5 監督・検査

契約担当官の定める監督・検査事務処理要領により実施するものとする。

6 品質保証

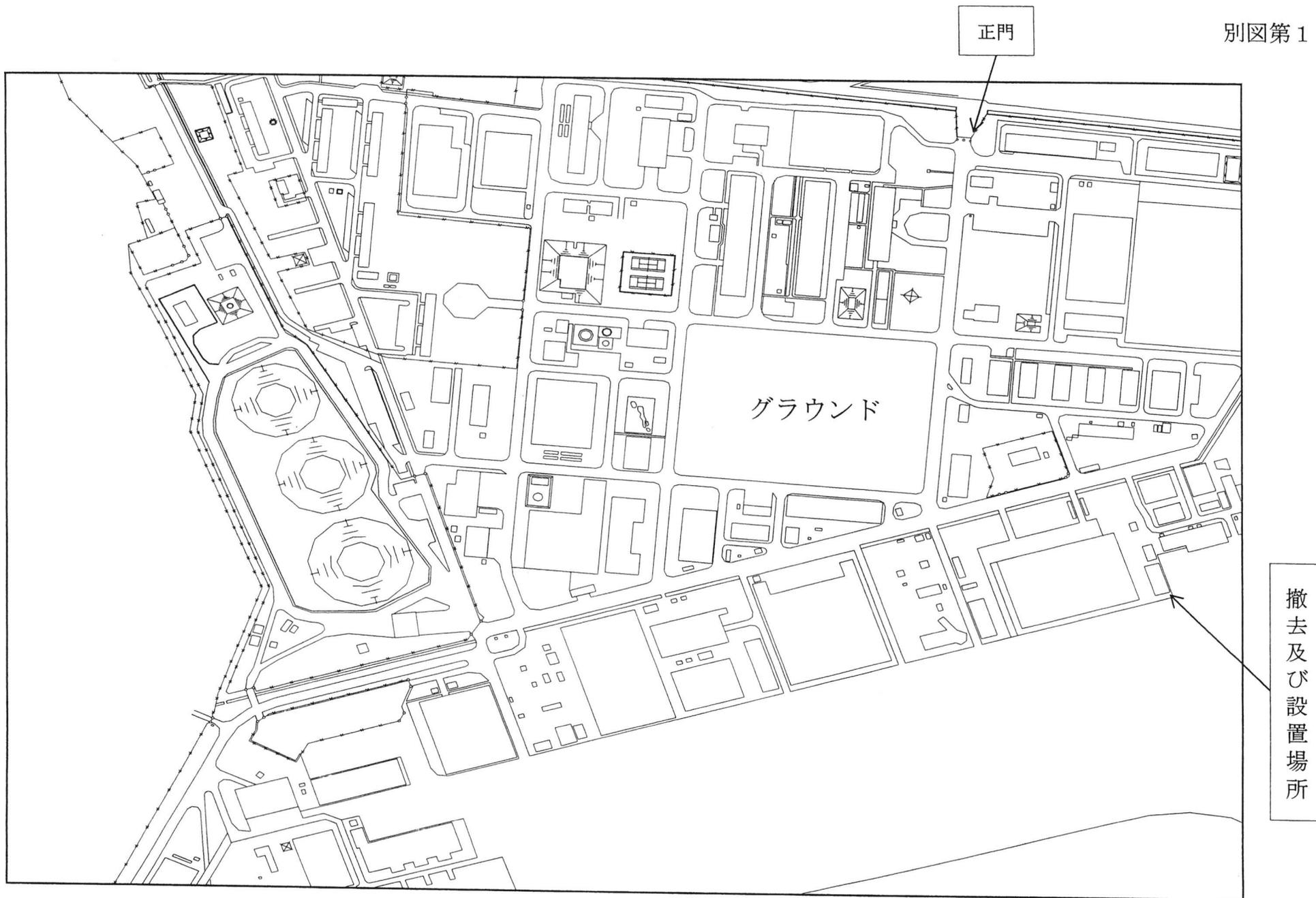
タイルカーペットの保証は1年間とし、この間通常の使用において不具合が生じた場合、契約相手方の負担により交換、補修、再調整等を実施するものとする。

7 その他

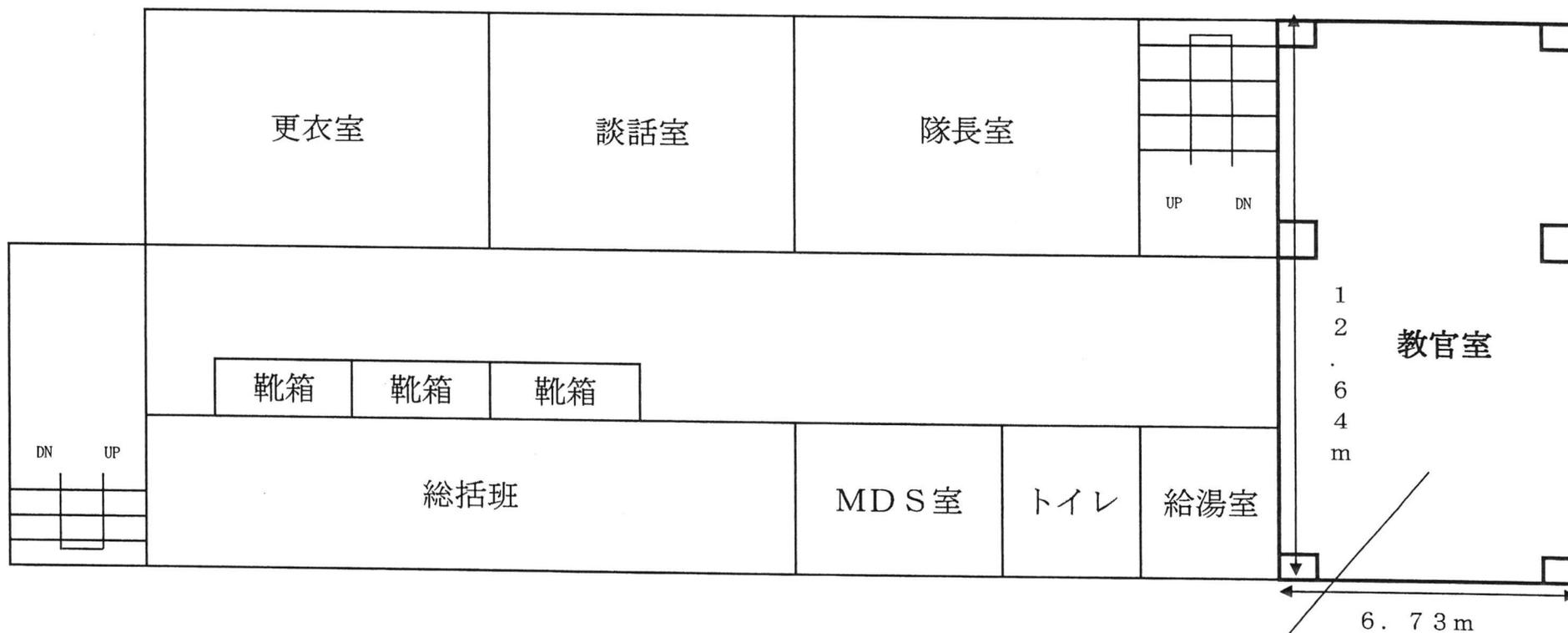
その他必要な事項は次による。

- a) 本役務の履行にあたり、官側の物品、施設等に損傷を与えた場合は、監督官に連絡するとともに契約相手方の責任において速やかに原形に復旧するものとする。
- b) 作業にあたっては安全に留意し、事故の防止に万全を期するものとする。
- c) 基地立ち入りに関しては、基地規則に従い入出門するものとする。
- d) 本役務の作業実施日等については、部隊と事前に調整すること。
- e) 本役務の完了は、検査官の確認をもって行うものとする。
- f) 契約相手方は、本仕様書の内容と相違がある場合、明示のない事項または疑義を生じた場合は、監督官と協議し、指示を受けるものとする。

別図第1



平面図 (第21飛行隊指揮所2階)

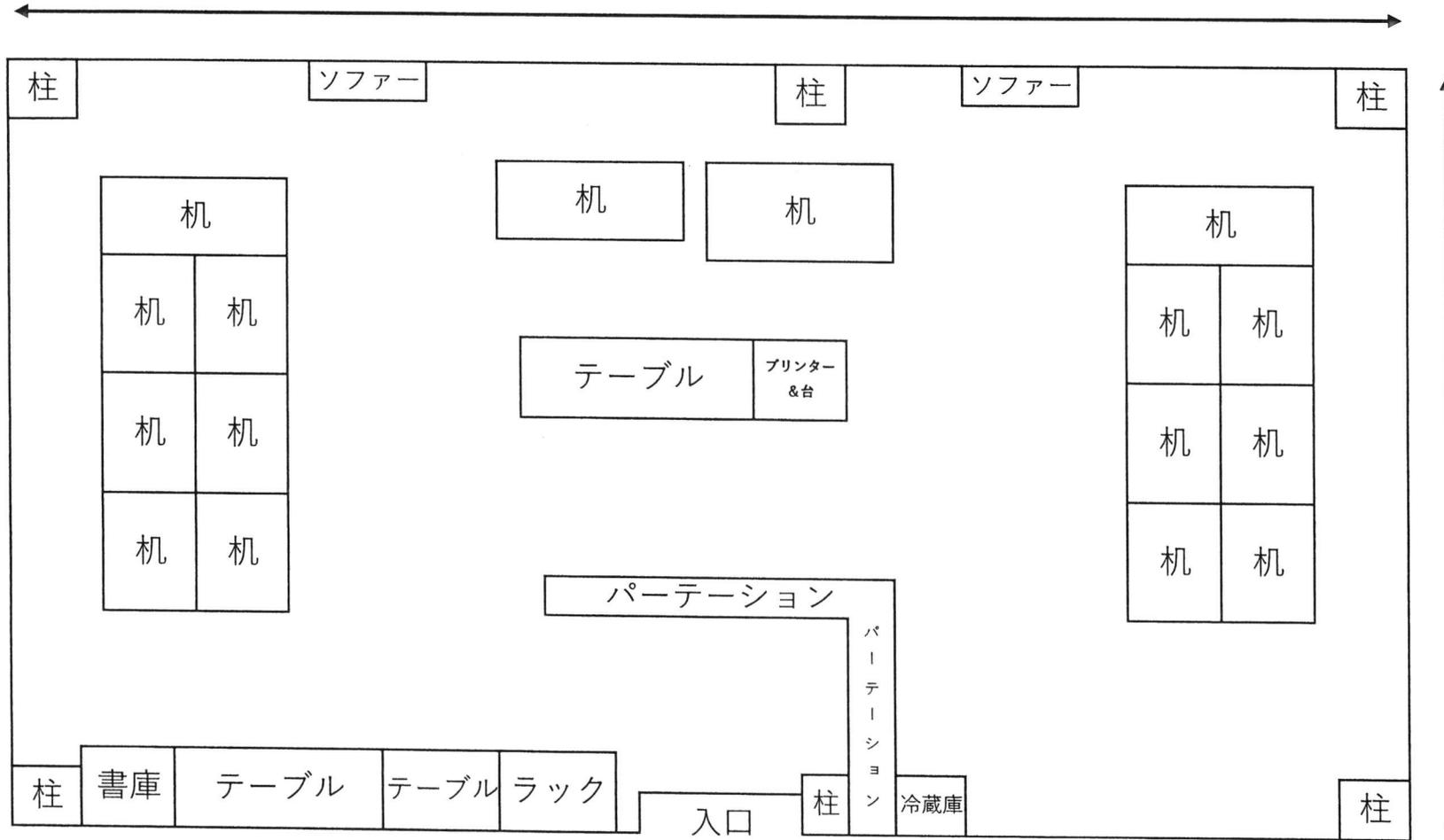


撤去及び設置場所

1 教室

別図第3

1 2 6 4 0 mm



6 7 3 0 mm

航空自衛隊仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	7220-NL1062-03-007		仕様書番号
品名 又は 件名	タイルカーペットの設置 (松島救難隊庁舎1階、2階廊下及び階段)	松基LPS-Q72014	
		承認	令和 5年 8月 8日
		作成	令和 5年 8月 8日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	松島救難隊		

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊松島基地松島救難隊において使用するタイルカーペットの設置について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007-25の1.2によるほか、次による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007-25 調達品等一般共通仕様書

2 共通事項

仕様書に明示なき事項以外にも、技術上当然実施すべき事項については、契約相手方の負担において実施するものとする。

3 役務に関する要求

3.1 既存タイルカーペット撤去後の発生材の処置

発生材については、監督官の指示のもと、契約相手方が関係法令に従い適切に処置し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票、E票を監督官に提出する。

3.2 設置タイルカーペットの規格等

規格	施工平米数	備考
東り GA-100	132㎡	又は同等以上のもの (他社の製品を含む)
サンゲツ NT-250		

文書管理情報		開示	区分	不開示
文書管理番号: 航空自衛隊松島基地松島救難隊仕様書	開示	○	区分: 1 2 3 4 5 6	
文書管理番号: E-10-124	作成時			
作成年月日: 2023.6				
改訂年月日:				
保存期間: 1年				
保存期間終了日: 2025.3.31				
作成者の氏名:				
配属先: 4空団補給隊				

件 名

タイルカーペットの設置
(松島救難隊庁舎 1 階、2 階廊下及び階段)

3. 3 設置場所

松島救難隊庁舎（建物番号 4 3 3）1、2 階廊下及び階段とする。（詳細は別図のとおり。）

3. 4 物品の移動

タイルカーペットの設置に伴う物品の移動は、契約相手方に依頼するものとする。

4 材料、部材、補助資材

取り付けに使用する部材、補助資材等についてはすべて契約相手方負担とし、日本産業規格、日本農業規格、民間の協会等の自主規格を適用したのものとする。

5 監督・検査

契約担当官の定める監督、検査事務処理により実施するものとする。

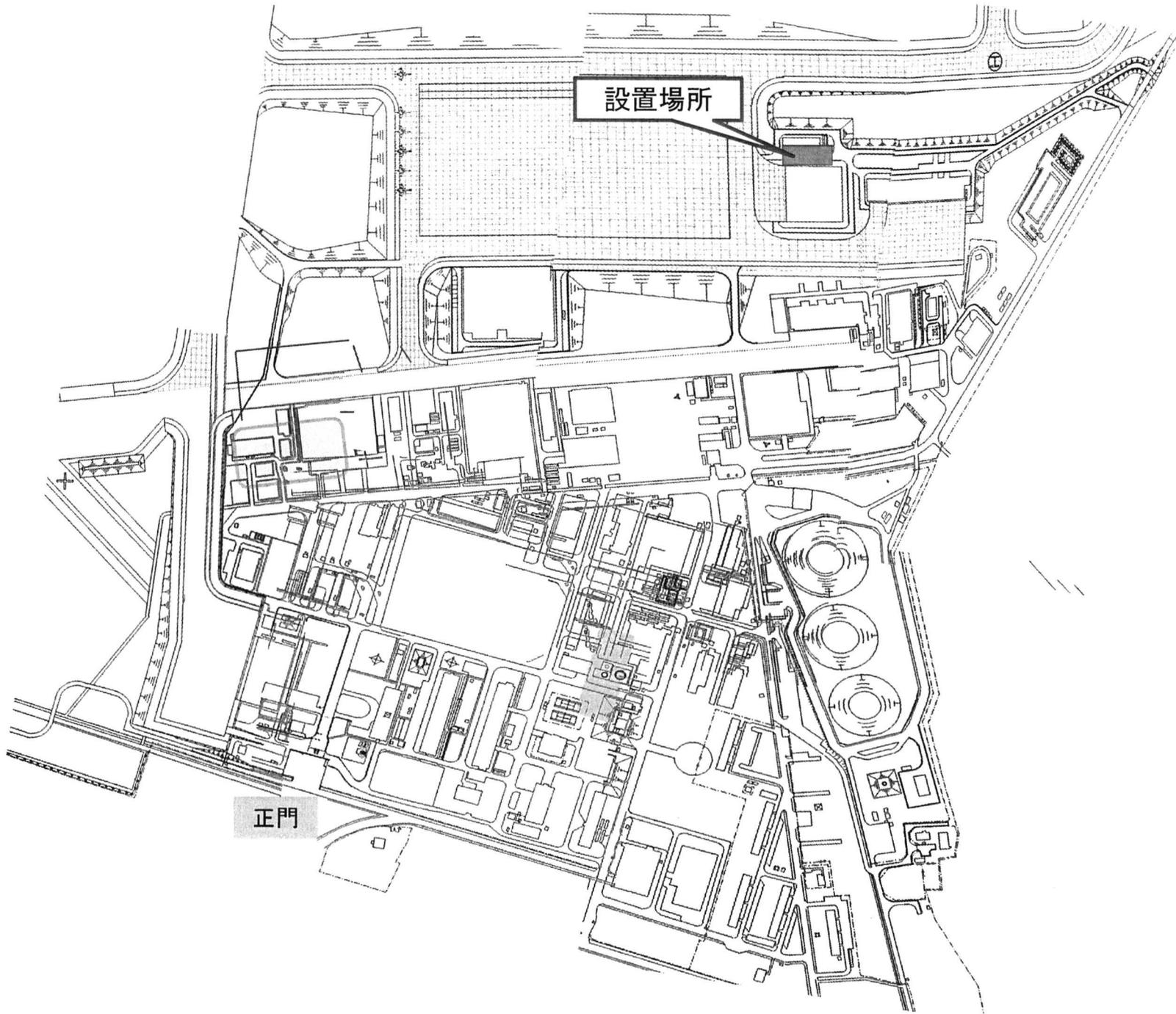
6 品質保証

タイルカーペットの保証は 1 年間とし、この間通常の使用において不具合が生じた場合、契約相手方の負担により交換、補修、再調整等を実施するものとする。

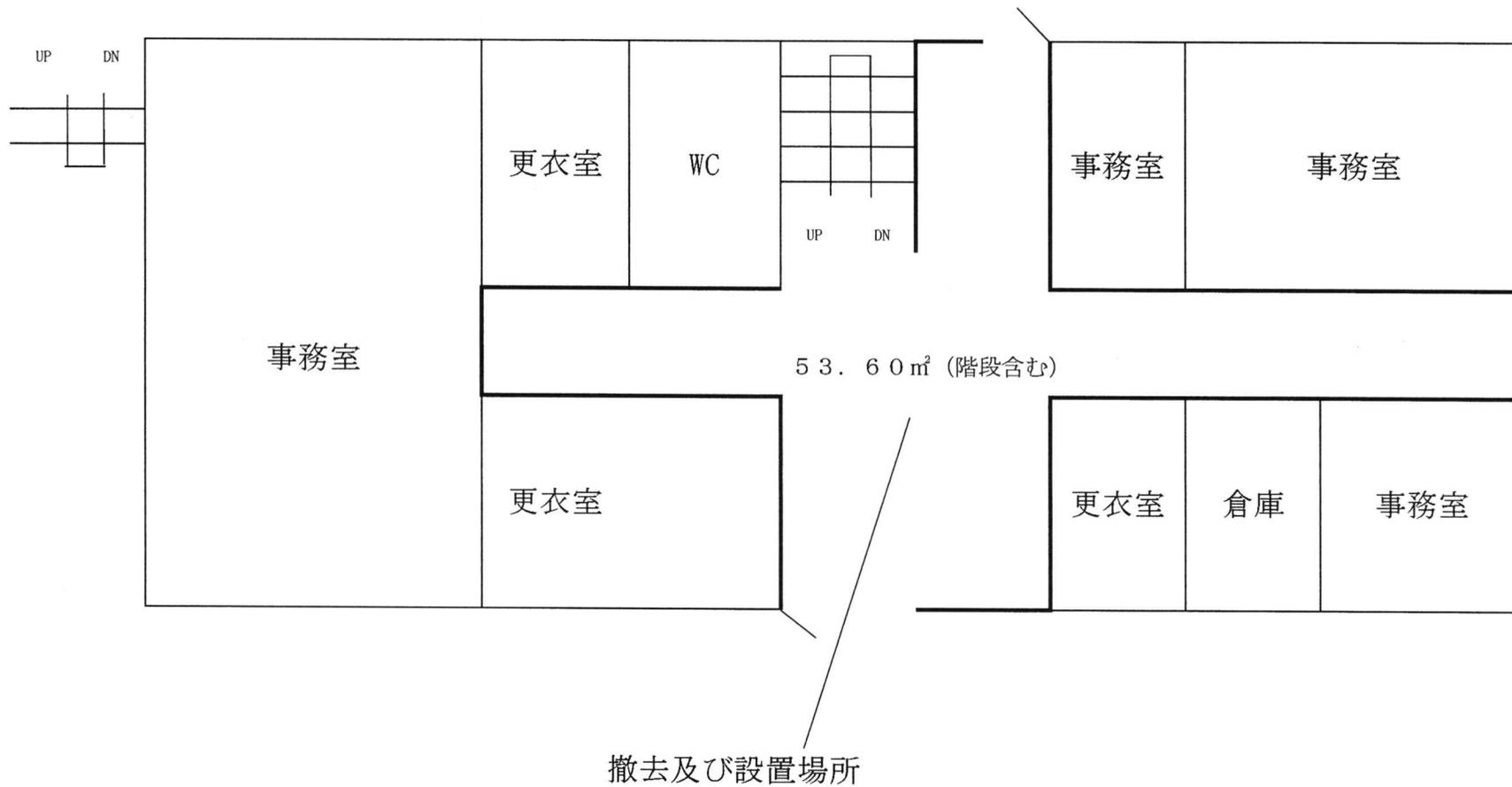
7 その他

その他必要な事項は次による。

- a) 本役務の履行にあたり、官側の物品、施設等の損傷を与えた場合は、監督官に連絡するとともに契約相手方の責任において速やかに原形に復旧するものとする。
- b) 作業にあたっては安全に留意し、事故の防止に万全を期するものとする。
- c) 基地立ち入りに関しては、基地規則に従い入出門するものとする。
- d) 本役務の作業実施日等については、部隊と事前に調整すること。
- e) 本役務の完了は、検査官の確認をもって行うものとする。
- f) 契約相手方は、本仕様書の内容と相違がある場合、明示のない事項または疑義を生じた場合は、監督官と協議し、指示を受けるものとする。



平面図（松島救難隊隊庁舎1階）



平面図 (松島救難隊隊庁舎 2階)

